

いきいきとした生活を送るために、歯科口腔健診を受けましょう

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

大分県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳または81歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するため歯科口腔健診を実施します。口腔内の健康は、いきいきとした生活を送るためにも重要ですので健診を受けましょう。

対象者	大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度 76 歳または 81 歳の誕生日を迎える方 (対象者には、6月中に歯科口腔健診受診券・問診票、実施機関一覧を送付しています)
検査項目	問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ状態、口腔内・歯周病・のみこみ機能の状況
実施期間	令和3年7月1日(木)から令和3年12月28日(火)まで
費用	歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料 (健診にて治療が必要と診断された場合の治療費は自己負担)
実施機関	大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関 ※事前予約が必要



▶ 健診時に持参するもの

被保険者証(カード)、歯科口腔健診受診券・問診票(A4用紙両面印刷)
(被保険者証や歯科口腔健診受診券・問診票を持参しないと受診できない場合がありますので、紛失した場合や送付されない場合は、広域連合または住民課までお問い合わせください)

国民年金広場

国民年金保険料免除等の申請について

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

- ▶ 保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- ▶ 経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、年金事務所または住民課(役場1階)の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和3年度分(令和3年7月から令和4年6月)の免除等の受付

受付開始 令和3年7月1日から
※申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することができます。



- ▶ 失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方は、年金事務所または住民課までご相談ください。

次回の 年金相談

- とき 8月25日(水)
 - ところ 九重町役場1階102会議室
- ※予約が必要ですので、日田年金事務所までご連絡ください